

平成23年7月19日

消費者庁

公表資料の一部修正について

7月15日に配布しました「消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について」を別紙のとおり修正します。

【担当】： 消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当 直通：03-3507-9204）
（補佐）中嶋 誠
（係長）榎本 正敏

「消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について(7月15日)」

(別紙)

1. 「6. 特記事項」

(1)株式会社ニッセンが輸入し、販売した靴(パンプス)について(管理番号A201100204)」

訂正前	訂正後
(1)株式会社ニッセンが輸入し、販売した靴(パンプス)について(管理番号A201100204) ②対象製品等: 製品名、対象型番、販売期間、回収対象数 販売期間 <u>2011年3月28日～2011年6月15日</u>	(1)株式会社ニッセンが輸入し、販売した靴(パンプス)について(管理番号A201100204) ②対象製品等: 製品名、対象型番、販売期間、回収対象数 販売期間 <u>2011年1月4日～2011年6月21日</u>

(訂正理由)

経済産業省が作成した資料に誤りがあったため。

2. 「(別紙)消費生活用製品の重大製品事故一覧」

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故」

訂正前	訂正後
事故発生都道府県 <u>千葉県</u>	事故発生都道府県 <u>大阪府</u>

(訂正理由)

経済産業省が作成した資料に誤りがあったこと及び当庁での確認が不十分であったため。